第四十二条第一項中「法第四十三条の三第一項」を「法第四十三条の三の二十八第一項」に改め、同条第二項中「法第四十三条の三第二項」を「法第四十三条の三の二十八第二項」に、「届出に係る書類」を「届出書」に、「正本及び副本各一通」を「正本一通及び写し二通」に改め、同条を第九十三条とする。

第四十一条の二第一項中「法第四十三条の二第二項」を「法第四十三条の三の二十七第二項」に改め、同条第二項中「法第四十三条の二第二項」を「法第四十三条の三の二十七第二項」に改め、同条を第九十二条とする。

第四十一条第一項中「法第四十三条の二第一項」を「法第四十三条の三の二十七第一項」に改め、「認可を受けようとする」及び「の各号」を削り、同項第四号中「第三十五条第一項の表第一号」を「第八十六条第一項の表第一号」に改め、同項中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、同項第十六号中「第三十五条第二項第二十七号」を「第八十六条第二項第二十八号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項中第十五号を第十六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　特定重大事故等対処施設の防護に関すること。

第四十一条第二項中「副本」を「写し」に改め、同条を第九十一条とする。

第四十条の見出し中「原子炉主任技術者」を「発電用原子炉主任技術者」に改め、同条第一項中「法第四十条第一項」を「法第四十三条の三の二十六第一項」に、「原子炉主任技術者」を「発電用原子炉主任技術者」に、「原子炉ごと」を「発電用原子炉ごと」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「法第四十条第二項」を「法第四十三条の二の二十六第二項で準用する法第四十条第二項」に、「届出に係る書類」を「届出書」に改め、「及び副本各」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第四十三条の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。

一　発電用原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務に従事した期間

二　原子炉の運転に関する業務に従事した期間

三　発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務に従事した期間

四　発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間

第四十条を第九十条とする。

第三十九条の見出し中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条第一項第一号及び第三号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項に次の二号を加える。

五　令第十九条第一項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項については、次に掲げる事項を記載すること。

イ　核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法

ロ　放射性廃棄物の廃棄に関する事項

ハ　周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果

六　令第十九条第一項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制整備に関する事項については、第三条第一項第七号に掲げる区分によって記載すること。

第三十九条第二項中「の各号」を削り、同項第一号から第五号までの規定中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第九号中「原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等」を「発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備」に改め、同条第三項中「副本二通」を「写し一通」に改め、同条を第八十九条とする。

第三十八条を削る。

第三十七条第一項中「法第三十七条第五項」を「法第四十三条の三の二十四第五項」に、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に、「場合」を「発電用原子炉施設に係る検査」に改め、同条第二項中「法第三十七条第五項」を「法第四十三条の三の二十四第五項」に、「操作（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第五十四条第一項に規定する検査の際に行うものに限る。）のとき」を「場合」に改め、同項第一号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第七十八条第三号又は第七十九条第三号に係る訓練のうち重要なものを実施する場合

第三十七条第三項中「法第三十七条第六項」を「法第四十三条の三の二十四第六項」に改め、同条を第八十八条とする。

第三十六条第一項中「法第三十七条第一項」を「法第四十三条の三の二十四第一項」に改め、「の各号」及び「原子力規制委員会に」を削り、同項中第二十四号を第二十八号とし、第二十一号から第二十三号までを四号ずつ繰り下げ、同項第二十号中「第四十三条の十四各号」を「第百二十九条の各号」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第十九号中「初期消火活動のための」を「火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う」に改め、同号を同項第二十号とし、同号の次に次の三号を加える。

二十一　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

二十二　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

二十三　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

第三十六条第一項第十八号を削り、同項中第十七号を第十九号とし、第九号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第八号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同項第五号中「原子炉主任技術者」を「発電用原子炉主任技術者」に改め、同号の次に次の二号を加える。

六　電気主任技術者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びに電気主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

七　ボイラー・タービン主任技術者（電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第六号又は第七号に掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びにボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

第三十六条第二項中「法第三十七条第一項」を「法第四十三条の三の二十四第一項」に改め、「前項第二十号」を「前項第二十一号」に改め、「に掲げる」の下に「発電用原子炉施設の」を加え、「第三十条の二第一項」を「第七十七条の二第一項」に、「第三十条の二第二項」を「法第四十三条の三の二第二項」に改め、同条第三項中「法第四十三条の三の二十四第一項」を「法第四十三条の三の三十二第一項」に、「法第三十七条第一項」を「法第四十三条の三の二十四第一項」に改め、同項第七号中「原子炉」を「発電用原子炉」に、「廃止措置対象施設」を「廃止措置対象施設内」に改め、同項第十四号中「廃止措置対象施設」を「廃止措置対象施設内」に改め、同項第十七号を次のように改める。

十七　重大事故等発生時、大規模損壊時、火災発生時又は内部溢水発生時における発電用原子炉施設（廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。）の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

第三十六条第三項第十八号中「第四十三条の十四各号」を「第百二十九条各号」に改め、同項第十九号中「第四十三条の十四各号」を「第百二十九条各号」に改め、同項第二十号中「関すること」の下に「（溶接事業者検査の実施に関することを含む。）」を加え、同条第五項中「及び副本二通」を削り、同条を第八十七条とする。

第三十五条第一項中「法第三十五条第二項」を「法第四十三条の三の二十二第二項」に、「採らなければならない」を「講じなければならない」に改め、同条第二項中「の各号」を削り、同項第二号及び第三号中「さく」を「柵」に改め、同項第十二号イからハまでの規定中「かぎ」を「鍵」に改め、同項第十三号「中央制御室」の下に「及び特定重大事故等対処施設（研開炉設置許可基準第二条第二項第十二号に規定する特定重大事故等対処施設をいう。以下この項及び第九十一条第一項